

「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」の一部改正について

平成 29 年 6 月
航空局安全部運航安全課

1. 改正の背景

航空機を用いた危険物の輸送については、国際民間航空条約附属書第18及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針(以下「ICAO-TI」という。)に準拠して、航空法(昭和27年法律第231号)第86条第1項において禁止しているが、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第1項第9号並びに同条第2項第1号、第3号及び第4号に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572号。以下「告示」という。)において、例外として輸送が許容される物件、当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。

今般、保安上の措置によりリチウム電池を内蔵した携帯型電子機器が受託手荷物に多数収納されることを考慮し、輸送の安全を確保するため、ICAO-TIの臨時改正案が国際民間航空機関の理事会において6月中旬に承認される見込みであることから、これに準拠して、告示について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件について規定した別表第18を改正し、リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器を受託手荷物として輸送する場合、損傷の防止を図ること及び完全に電源を切ることを義務づけることとする。

3. スケジュール

公 布:平成29年6月下旬

施 行:平成29年7月1日

リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器を「貨物室」で輸送する場合の安全措置を義務化

① 電源完全オフ
(スリープモード不可)



② 偶発的な作動や損傷を防止するための措置

(強固なスーツケースへの梱包、衣類等による保護など)



※リチウム電池を使用した予備電池(モバイルバッテリー等)は、引き続き受託手荷物として貨物室に預けることはできません。